

## 主な改正内容

No.	箇所	分類	内容
1	P1 はじめに	改正	No.9の意見を踏まえ、「はじめに」に令和6年度から森林環境税が施行される旨の説明を明記しました。
2	P18 表8-2 P54 委員任期	改正	一部記載に誤植がありましたので修正しました。